

議案第36号

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年6月19日

提出者 目黒区長 青木英二

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成26年10月目黒区条例第23号）の一部を次のように改正す
る。

第8条中「支給認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受
けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣
府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明） 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及
び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成29年内
閣府令第18号）の施行に伴い、特定教育・保育等の提供に係る受給資格等
の確認の手続を見直すため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資料

目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表（_____は、改正点）

改 正 案	現 行 条 例
(受給資格等の確認) 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は 、支給認定保護者の提示する支給認定証 <u>(支給認定保護者が支給認定証の 交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平 成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）</u> によって、支 給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる 小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確 めるものとする。	(受給資格等の確認) 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は 、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給 認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの 区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。